

多賀町まちづくり応援寄附条例施行規則

平成20年 9 月26日

規則第22号

改正 平成25年 3 月27日規則第 4 号

改正 平成26年 9 月 1 日規則第 6 号

(趣旨)

第1条 この規則は、多賀町まちづくり応援寄附条例（平成20年多賀町条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定める。

(寄附金の受入れ等)

第2条 寄附金は、寄附申込書（別記様式第1号）により受け付けるものとする。

2 寄附金の払い込みは、町長が指定する納付書、指定口座振り込みまたは現金納付（現金書留による送金を含む。）の方法により行うものとする。

3 町長は、寄附金を受け入れたときは、寄附金受領証明書を発行しなければならない。

(寄附金の額)

第3条 寄附金は、5,000円以上とする。ただし、町長が認める場合は、この限りでない。

(寄附金台帳の作成)

第4条 町長は、寄附金の適正な管理を図るため、寄附金台帳（別記様式第2号）を作成しなければならない。

(記念品の贈呈)

第5条 町長は、寄附金の額が10,000円以上の寄附者のうち、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による本町の住民基本台帳に記録されていないものに、記念品を贈呈することができる。ただし、一の寄附者に対する贈呈は、1年度につき1回限りとする。

2 記念品の額は、寄附金の額に応じ別表のとおりとする。

(運用状況の公表)

第6条 町長は、条例第4条に規定する基金の運用状況を記録するとともに、その状況を公表しなければならない。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成25年 3 月27日規則第 4 号）

この規則は、平成25年 5 月 1 日から施行する。

付 則（平成26年 9 月 1 日規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

寄附金額	記念品の金額
10,000円以上20,000円未満	5,000円以下
20,000円以上	10,000円以下

様式省略